平成２５年（フ）第１５２４号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目３―15　エクセル・モアＡ棟302
債務者　石渡　聡子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５２６号
東京都文京区大塚４丁目27―１―304
債務者　水田　晶子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５２７号
東京都練馬区関町東２丁目11―10―202
債務者　阿部　康彦
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７３６号
横浜市旭区上白根２丁目46番４―301号
債務者　都筑　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
横浜市旭区本宿町61番地４　ビレッジヒルＢ棟101
債務者　中筋　　優
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
東京都三鷹市井の頭１―14―７キャンパーツリー１―101
債務者　木戸　優子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９２号
岡山市北区白石183―６―205、住民票上の住所岡山市中区森下町６番４号
債務者　田代　正憲
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
栃木県栃木市大平町西水代3500番地11
債務者　梶谷広一郎
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１７号
横浜市瀬谷区相沢１丁目９番地４　ステイタス21瀬谷205
債務者　坂本　武人
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９号
静岡県焼津市大村３丁目30番地の３　望月荘５号室
債務者　三田　正二
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７５号
東京都昭島市田中町３丁目５番30―102号
債務者　佐々木　華（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８号
北海道川上郡標茶町桜７丁目44番地
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６３８号
岡山県倉敷市福江378番地１
債務者　藤本　博行
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８３号
岡山市北区京橋南町２番６号リョーアイ205号、旧住所岡山市南区西紅陽台１丁目58番地608
債務者　片岡　宏美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０５号
岡山市中区乙多見358番地ルミエール・ド・ボナールＤ216、旧住所岡山市中区神下470番地３
債務者　藤田　紀慶
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部